



発行 新潟県
第 12 号
 令和3年2月12日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 153 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 154 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定辞退（高齢福祉保健課）
- 155 計量法による指定定期検査機関の指定の更新（産業政策課）
- 156 停けい泊禁止区域、陸揚輸送区域及び出漁準備区域の廃止（漁港課）
- 157 保安林の指定解除予定（治山課）
- 158 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 159 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 160 都市計画事業の施行（都市整備課）
- 161 宅地建物取引業法による業務停止命令の処分（建築住宅課）

病院局公告

特定調達契約の契約者等（病院局業務課）

労働委員会告示

- 1 新潟県労働委員会あっせん員候補者（労働委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第153号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和3年2月12日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	ヘルパーステーションに じいろ	新潟県阿賀野市保田 4439番地	株式会社五頭クリ ーンサービス	令和3年2月1 日

◎新潟県告示第154号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設の開設者から次のとおり指定の辞退の届出があった。

令和3年2月12日

新潟県知事 花 角 英 世

施設の名称	所在地	開設者	届出の受理年月日	辞退年月日
悠遊健康村病院	新潟県長岡市大字日 越337番地	医療法人立川メデ ィカルセンター	令和2年12月28日	令和3年1月31日

◎新潟県告示第155号

計量法（平成4年法律第51号）第28条の2第1項の規定により、指定定期検査機関の指定を次のとおり更新した。

令和3年2月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名称及び所在地
一般社団法人 新潟県計量協会
三条市興野1丁目13番45号
- 2 指定期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 指定区域
計量法の規定に基づく特定市町村を除く新潟県全域
- 4 指定更新年月日
令和3年1月29日

◎新潟県告示第156号

新潟県漁港管理条例による停けい泊禁止区域、陸揚輸送区域及び出漁準備区域の指定（昭和34年11月13日新潟県告示第1830号）は、廃止する。

令和3年2月12日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第157号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和3年2月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県村上市勝木字カウマ13の4・39の6・44の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字小田270、271の2、272、273の2、276の2、311の3、311の4、313の2、313の3、315の3、315の4、318の2、318の3、319の1、319の2、321の2、321の3、321の5、334、335の1、335の2、336の1、336の2、340の1、340の2、352の2から352の4、碁石字次郎林193の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第158号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、小千谷市の一部を受益地域とする県営真人北部若柘地区区画整理（農地環境整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和3年2月15日から令和3年3月15日まで
- 3 縦覧に供する場所
小千谷市役所
- 4 その他
(1) 審査請求について
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内

(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第159号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、柏崎市及び刈羽郡刈羽村の一部を受益地域とする県営柏崎地区農業用排水施設整備(かんがい排水「新農業水利システム保全整備」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月12日

新潟県柏崎地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年2月15日から令和3年3月15日まで

3 縦覧に供する場所

柏崎市役所及び刈羽郡刈羽村役場

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申し立て期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第160号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。

令和3年2月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 加茂都市計画道路事業

- (2) 名称 3・5・7号宮寄上加茂線
- 2 施行者の名称
新潟県
- 3 事業施行期間
平成23年10月27日から令和4年3月31日まで
- 4 事業地の所在
- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第161号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、宅地建物取引業者について、次のとおり業務の全部の停止命令の処分をした。

令和3年2月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 被処分者の商号又は名称、代表者の氏名
有限会社アイケープラン
代表取締役 長澤 信一
- 2 主たる事務所の所在地
上越市南本町二丁目7番47号
- 3 免許証番号
新潟県知事(4)第4675号
- 4 業務の停止期間
令和3年2月20日から令和3年5月20日までの90日間

病院局公告

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年2月12日

新潟県病院事業管理者 藤 山 育 郎

- 1 調達件名及び名称
オンライン資格確認端末等一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県病院局業務課 新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
令和2年12月25日
- 6 契約者の氏名及び住所
株式会社BSNアイネット
新潟市中央区米山2丁目5番地1
- 7 契約金額
39,916,800円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第1号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱した令和3年2月1日現在の新潟県労働委員会あっせん員候補者は、次のとおりである。

令和3年2月12日

新潟県労働委員会

会長 櫻井 英喜

氏名	現職	略歴
櫻井 英喜	弁護士	新潟県弁護士会 副会長
櫻井 香子	新潟大学法学部 准教授	さいたま地方検察庁 検事
田中 恒彦	新潟大学教育学部 准教授	滋賀医科大学 特任助教
岩淵 浩	弁護士	新潟県弁護士会 副会長
目黒 千早	—	新潟県農林水産部長
橋本 義明	全国交通運輸労働組合総連合 信越地方総支部 特別執行委員	全国交通運輸労働組合総連合 信越地方総支部 書記長
桑原 典子	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 副事務局長	全国繊維化学食品流通サービス一般労働 組合同盟 新潟県支部 参与
牧野 茂夫	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 会長	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 事務局長
片原 匡郁	JAM 新潟書記長	JAM 新潟副書記長
砂長 勉	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合 同盟 新潟県支部長	全国繊維化学食品流通サービス一般労働 組合同盟 千葉県支部長
那須野 眞智子	旭ビル管理（株）代表取締役社長	同左
徳武 裕一	（一社）新潟県経営者協会 専務理事	（一社）新潟県経営者協会 事業推進部長
酒井 春男	—	ダイニチ工業（株）顧問
廣澤 藤幸	（株）福田組 監査室参与	（株）福田組 監査室長
小出 清	北陸ガス（株）取締役総務部長	北陸ガス（株）長岡支社長
綱島 知子	新潟県労働委員会事務局長	新潟県知事政策局参事（秘書課長）
小田 勝俊	新潟県労働委員会事務局総務課長	新潟県土木部監理課建設業室長